協力金（6/21～7/11実施分）要件確認フローチャート

京都府内の飲食店・遊興施設等（以下「対象施設」という。）を運営している企業・団体、個人事業主ですか？

いいえ → 協力金の申請はできません

はい ↓

飲食店営業や喫茶店営業など、営業に必要な許認可等を取得していますか？

いいえ → 協力金の申請はできません

はい ↓

「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていますか？
又は業種別ガイドライン等に基づき感染防止に取り組んでいますか？

いいえ → 協力金の申請はできません

はい ↓

カラオケ喫茶・スナック（カラオケボックスを除く。）については、時短要請の期間中、カラオケ設備の使用を自粛していますか？
（カラオケ喫茶・スナック以外の施設は「はい」に進んでください）

いいえ → 協力金の申請はできません

はい ↓

酒類を提供しようとする日までに、酒類提供要件に係るチェックリストにより自身で確認し、このリストを保管していますか？
（酒類を提供していない場合は「はい」に進んでください）

いいえ → 協力金の申請はできません

はい ↓

要請日（令和3年6月18日）以前から営業していましたか？

いいえ → 協力金の申請はできません

はい ↓

京都市内の事業所ですか？

はい

対象施設を、要請日（6月18日※）以前は20時～翌朝5時までの時間帯に営業していましたか？
（※12/21～3/21及び4/5～6/20の営業時間短縮要請等に応じた方はその応じた期間以前）

いいえ → 協力金の申請はできません

はい ↓

時短営業の協力開始日から令和3年7月11日（日）までの間、定休日等の店休日を除き、連続して京都府の要請に応じ営業時間を5時～20時までの時間帯に短縮（酒類の提供は11時～19時）又は休業しましたか？

いいえ → 協力金の申請はできません

はい ↓

この要項により、まん延防止等重点措置協力金（6/21～7/11実施分）の申請ができます。

いいえ

対象施設を、要請日（6月18日※）以前は21時～翌朝5時までの時間帯に営業していましたか？
（※12/21～3/21及び4/5～6/20の営業時間短縮要請等に応じた方はその応じた期間以前）

いいえ → 協力金の申請はできません

はい ↓

時短営業の協力開始日から令和3年7月11日（日）までの間、定休日等の店休日を除き、連続して京都府の要請に応じ営業時間を5時～21時までの時間帯に短縮（酒類の提供は11時～20時30分）又は休業しましたか？

いいえ → 協力金の申請はできません

はい ↓

別要項により、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（6/21～7/11実施分）の申請ができます。